

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和4年6月30日（令和4年（行情）諮詢第388号）

答申日：令和7年11月21日（令和7年度（行情）答申第593号）

事件名：「政務案件：遺骨1-2（1970～1971）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる124文書（以下、順に「文書1」ないし「文書124」といい、文書1ないし文書37を併せて「本件対象文書1」といい、文書38ないし文書83を併せて「本件対象文書2」といい、文書84ないし文書124を併せて「本件対象文書3」といい、本件対象文書1ないし本件対象文書3を併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分を開示することは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月31日付け情報公開第03729号、同日付け同第03713号及び同日付け同第03727号（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）により外務大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によるところ、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件対象文書について、審査請求に係る処分記載の処分を取り消すとの決定を求める。ただし、不開示条項1号に該当する部分を除く。

（ア）審査請求人は、2021年9月6日、処分序に対し、法に基づき、別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示を請求した。

（イ）処分序は、2021年11月5日に一部の文書について開示決定を行い、2022年3月31日、残りの文書について部分開示決定を行った（原処分）。

(ウ) 原処分の理由として、以下の記載がある。

「公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある部分を不開示としました」（情報公開第03729号（原処分1）、第03713号（原処分2））

「公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある部分を不開示としました」（情報公開第03727号（原処分3））

「国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある部分を不開示としました」（情報公開第03727号（原処分3））

(エ) しかし、原処分は、次の点において、違法又は不当であり、取り消されなければならない。

本件文書はいずれも作成から30年以上が経過した文書である。別紙「判決骨子」（資料省略）のとおり、2012年10月11日東京地方裁判所民事第2部「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決（以下「10.11判決」という。）では、いわゆる「30年ルール」（外交文書では、原則としてそれが発生してから30年以内に公開）を、日本国での情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、被告国（主張立証）の立証レベルを厳しくした。すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする被告国（主張）の主張を排斥した上で、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、被告国に対して、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう『おそれ』が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を求めた。

本件請求文書に対しても、上記のような「10.11判決」の趣旨が十分に考慮されるべきである。すなわち、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう『おそれ』が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」がない限り、開示されなければならない。

イ 当該文書の内容について

旧日本軍人・軍属であった韓国人戦没者の遺骨の返還問題は、1965年の日韓条約締結後に外交問題として浮上したわけではない。すでに、GHQ占領下の1948年2月3日に4597体、同年5月31日に3046体の遺骨が返還され（「引揚げと援護三十年の歩み」）、その後も一貫して日韓間の外交問題であった。

処分庁は2000年度の第16回外交文書公開で「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚関係雑件 朝鮮人関係 第1～第5巻」「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚関係雑件 朝鮮人関係 遺骨送還関係」を公開し、外交史料館でマイクロフィルムによりほぼ墨塗り無しで閲覧、複写が可能となっている。別紙（省略）のとおり、当該外交史料館文書には、1950年代から60年代にかけての遺骨返還をめぐる日韓間の交渉及び日本政府内部の協議の経過が詳細に記録されている。

外交史料館文書及び本件文書を概観すれば、日韓間の遺骨返還をめぐる争点は日韓条約締結以前と以後でそれほど大きく変わっていないと言うべきであり、①日本政府の管理責任、②正当な遺族への返還にこだわる日本政府と一括返還を求める韓国政府との対立、③遺族に対する埋葬料や弔慰金をめぐる見解の相違、④北朝鮮（朝鮮総連）との関係、⑤遺骨送還経費の負担等である。

この点に関わり、前記「10. 11判決」はその「付言」で「なお、当裁判所は、本件各処分のうち前記2で適法とされたものの中には、処分行政庁である外務大臣において、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約（当該情報の内容と開示部分の内容とを直接対照することができないこと）を超えて、当裁判所が説示した観点、特に本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等にあたるかどうかという観点から再度検討すれば、更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもありうると考えられる」とも述べている。裁判所の「付言」はインカーメラ審査が認められていない日本の法の制約を指摘したものであるが、インカーメラ審査が認められている審査請求手続においては、「当該情報の内容と開示部分の内容とを直接対照」して、「本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等にあたるかどうかという観点から再度検討すれば、更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもありうる」との裁判所の指摘する基準が適用されるべきである。

処分庁は自ら公開した遺骨返還をめぐる過去の外交文書等を踏まえて、「作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にい

う『おそれ』が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」（「10. 11 判決」）について説明する義務がある。ところが、原処分においては不開示部分が広範に及び何についての文書かも分からぬものさえ存在する。「公文書管理法」はその第1条で「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定めている。公文書は「国民共有の知的財産」であり、不開示とするには「法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」についての説明責任が処分庁にはあるが、原処分を見る限りその姿勢が全く見られない。

したがって、原処分は、法が定める不開示情報該当性判断を真摯に行つたものとは到底考えられず、この点からも不当なものである。

ウ 遺骨返還は戦没者及び遺族の人権に関わる問題

遺骨返還は戦没者及びその遺族の人権に関わる問題である。旧日本軍人・軍属として動員され死亡した韓国人の遺骨を日本政府が管理している以上、これを積極的に返還する方向で外交方針を立てることが日本政府の人道上の責任である。交渉上の有利不利という価値判断を当てはめること自体が顛倒していると言わざるを得ない。

また、人道的措置として、すでにその一部について実行されている事案について、新たな課題が発生するとは考えられず、これまでの課題を日韓両政府間で正面から協議し、これを乗り越えていくほかない。むしろ不開示にすること自体が韓国政府や韓国国民との信頼関係を損なう行為である。

（2）意見書

ア 意見書1

（ア）理由説明書（下記第3の1を指す。以下同じ。）4（1）（下記第3の1（4）ア）について

処分庁は「10. 11 判決」の「年月の経過によても開示による国家又は公共の利益が害されるおそれが低減しない情報が存在しうると考えられる」との文言をもって、当該文書の不開示を正当化している。しかし、上記判決の文言は一般的な可能性を述べたにす

ぎず、本件文書がそれに当たると指摘したものではない。

一方で「10. 11判決」はインカメラ審査が認められていない現行の情報公開制度の不備を厳しく指摘しており、上記文言は、インカメラ審査の結果、「おそれが低減する」可能性をも指摘するものである。請求人としては、審査請求手続において、「おそれが低減」するか否かについて十分な審査が行われるものと認識している。

また、高裁判決で「国際慣習であると認められるに足りる証拠はない」と判示されていることを根拠として、あたかも「30年ルール」を無視しても良いかのような処分庁の主張は情報公開制度の趣旨を否定するものであり、不適切である。公文書は処分庁の専有物ではない。「国民共有の知的資源」（「公文書管理法」第1条）である。

なお、特定個人論文（資料1）（省略）が指摘しているように、公文書管理法制定時の付帯決議が「利用制限は原則として30年を超えないものとすべきとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとすること」としていること、外務省の「外交記録の公開に関する原則」に「作成・取得から30年が経過した行政文書は公開するとの原則」との規定があること、1968年の第6回ICA大会で採択された「30年原則」が事実上の「国際標準」として受け入れられていること、外務省の「標準文書保存期間基準（保存期間表）」（資料2）（省略）の韓国を担当する北東アジア第一課の「過去に起因する問題」の項について最大でも保存期間「30年」と規定していること等からも、今日において「30年ルール」はむしろ一般的基準として定着していると考えられる。

（イ）理由説明書4（2）（下記第3の1（4）イ）について

処分庁は、本件文書が「外交史料館文書より後に作成されたものであ」ることをことさらに強調しているが、それが本件文書の不開示の理由になるのであろうか。外交史料館文書でさえ不開示となっているのであるから、本件文書でも不開示とするのであれば、まだ一貫性があるが、処分庁の主張は全く逆であり意味不明である。

外交史料館文書も本件文書も作成から30年以上経過していることでは全く同じである。外交史料館文書で開示されている内容と同様同質の内容が本件文書の不開示部分に存在するのであれば、不開示とする理由は一切存在しない。「後に作成された」ことを根拠に同様同質の内容を不開示としていることは、まさしく二重基準以外何物でも無い。日韓国交正常化後の新たな事情が存在するのであれば、具体的かつ詳細に検討されるべきであり、結果としてなお不開

示とする部分があったとしても、その範囲は限定的であるべきであることは、情報公開制度、公文書管理制度の趣旨からも明らかである。

「遺骨返還が戦没者及び遺族の人権に関わる問題であることをもって、文書を開示すべきとする審査請求人の主張は論理に飛躍があるとする処分庁の主張は全く受け入れられない。厚生省の「引揚げと援護三十年のあゆみ」（資料3）（省略）では「政府が実施する海外戦没者の遺骨収集事業により日本人戦没者とともに朝鮮籍又は台湾籍の戦没者の遺骨が収容されるに及び、これらの遺骨を早急に本国へ送還することは、遺族の心情に即するものであり、遺骨の交付に伴う附帯条件や、その他の問題とは切り離して遺骨を関係遺族に伝達するよう取り進めることが妥当であるという考え方から、昭和三十年六月、外務省を通じ朝鮮籍又は台湾籍戦没者の遺骨送還について相手国との交渉をもった」としている。ここには、請求権問題などと切り離して、まさに人道の問題として曲がりなりにも遺骨送還に取り組んできた日本政府の姿勢が示されており、処分庁の主張はそれを自ら否定するものである。

目黒の祐天寺に保管されている韓国・朝鮮人の遺骨の送還はまだ道半ばである。また、海外戦没者の遺骨収集事業は現在も続けられており、遺骨の送還を待ち望んでいる韓国・朝鮮の遺族も存在する。請求人は日本政府が「遺骨を早急に本国に送還することは、遺族の心情に即するもの」との姿勢を現在も一応は堅持していると認識している。この事業を促進することは日韓の友好につながることは明らかである。だからこそ、過去の経験や教訓を明らかにすることが求められている。まさに、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用」（「公文書管理法」第1条）することが求められているのである。

イ 意見書2

補充理由説明書（下記第3の2を指す。以下同じ。）に対する意見
請求人は審査請求書において「不開示条項1号に該当する部分を除く」としているため、「補充理由説明書」の内容によると対象文書は審査の対象から除外されるものと理解する。しかし、請求人が審査請求書を提出したのは3年以上前のことであり、なぜ、今になってこのような取り扱いをすることになったのか、理解に苦しむところである。審査会からの指摘により発覚したとすれば、怠慢と言わざるをえないし、本件が審査の遅延につながった可能性もあり、強く抗議したい。

本件、開示決定は行政処分であり、誤りがあったならば速やかに変更決定等がなされるべきであるが、未だにそのような手続きはなされ

ていない。審査会への理由説明書で済ませようとしたこと自体が行政手続法違反と言わざるをえない。審査会においては、かかる処分庁の取り扱いについても情報公開法や行政手続法に基づいて適切に審査がなされるべきである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、法に基づき、令和3年9月6日付けで受理した（原文ママ）審査請求人からの本件請求文書の各開示請求に対し、367件の文書を特定し、そのうち215件を開示、151件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分）。

審査請求人は、原処分に対し、令和4年5月15日付けで原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件請求文書に関して対象の行政文書ファイルにつづられた、不開示条項1号に該当する文書を除いた別紙の2に掲げる124文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 情報公開第03729号（原処分1）、第03713号（原処分2）及び第03727号（原処分3）につづられた文書の中で、公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある部分（原文ママ）は、法5条3号に該当し不開示とした。

イ 情報公開第03727号（原処分3）につづられた文書の中で、国の機関内部の意思決定過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある部分は法5条5号に該当し不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「別紙一覧の文書について、審査請求に係る処分記載の処分を取り消すとの決定を求める。」と主張する。

ア 審査請求人は、いわゆる「30年ルール」を適用した「10.11判決」の内容が十分考慮されていない旨主張する。しかしながら、平成26年7月25日東京高等裁判所第8民事部「文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件（平成24年（行コ）第412号）及び「文書一部不開示決定処分取消等請求附帯控訴事件（平成25年（行コ）第231号）」判決（以下「東京高裁判決」という。）は、「年月の経過によっても開示による国家又は公共の利益が害されるおそれが低

減しない情報が存在しうると考えられる」と認定しており、上記不開示部分はかかる情報に該当することから不開示としたものである。また、東京高裁判決では、作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際的慣習であると認められるに足りる証拠はない旨判示しており、第一審判決に依拠した審査請求人のかかる主張には理由がない。

イ 審査請求人は、外交史料館文書「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚げ関係雑件 朝鮮人関係 第1～5巻」「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚げ関係雑件 朝鮮人関係 遺骨送還関係」がほぼ墨塗り無しで閲覧、複写が可能になっていることを審査請求の理由に挙げる。しかしながら、今般の開示請求対象文書は、上記外交史料館文書よりも後に作成されたものであり、時の経過を考慮してもなお公にすると、法5条3号における「他国等との信頼関係が損なわれるおそれ」又は「他国等との交渉上不利益を被るおそれ」及び同条5号における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」が、高度な蓋然性をもって存在すると判断したため、不開示処分を行ったものである。また、遺骨返還が戦没者及び遺族の人権に関わる問題であることをもって、文書を開示すべきとする審査請求人の主張は論理に飛躍があり、その主張には理由がないと言わざるを得ない。

ウ 結論

上記の理由により、諮問序としては原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

令和4年3月31日付け情報公開第03729号（原処分1）の開示決定等において、文書14の2頁目及び3頁目並びに文書28で不開示とされた部分には、韓国政府から遺骨引取り要請のあった戦没者及びその遺族に係る情報が記載されている。当該部分は、特定の個人を識別できる情報に該当し、当該部分を公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示情報の適用条項を法5条1号に変更する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月30日 諒問の受理
- ② 同日 諒問序から理由説明書を收受
- ③ 同年7月21日 審議

④ 同月 25 日	審査請求人から意見書 1 を收受
⑤ 令和 7 年 8 月 27 日	委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
⑥ 同年 9 月 1 日	諮詢庁から補充理由説明書を收受
⑦ 同月 5 日	審査請求人から意見書 2 を收受
⑧ 同年 10 月 14 日	審議
⑨ 同年 11 月 17 日	審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書を含む文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 5 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

諮詢庁は、上記第 3 の 2 において、文書 14 の 2 頁目及び 3 頁目並びに文書 28 につき、不開示事由を法 5 条 1 号に変更すると説明しており、また、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、改めて検討した結果、別表 4 に掲げる部分について新たに開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の妥当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表 1 の番号 1、別表 2 の番号 5 並びに別表 3 の番号 7 及び番号 8 に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、朝鮮半島出身旧軍人・軍属等の遺骨の返還に係る問題（以下「遺骨問題」という。）についての我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び韓国の考え方や対応振りが明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来北朝鮮との類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分に記載された内容を踏まえ検討すると、当該部分を公にすることにより、遺骨問題に係る我が国及び韓国の考え方や対応振りが明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来北朝鮮との類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利

益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、別表3の番号8に掲げる部分については同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2の番号6及び別表3の番号9に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、遺骨問題に関する韓国との交渉過程に係る情報が記載されている。当該情報については、対外公表しないことを前提として韓国と交渉していることから、これを公にすることにより、日韓間の交渉の途中経過や交渉の詳細なやり取り等が明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来韓国又は北朝鮮と類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりの情報が記載されていることが認められ、当該部分が公になれば、日韓間の交渉の途中経過や交渉の詳細なやり取り等が明らかとなり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、将来韓国又は北朝鮮と類似の交渉が行われる場合には、交渉上我が国が不利益を被るおそれがあるなどとする上記諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の2のとおり説明する。

当審査会において当該部分を見分したところ、諮問庁の説明の記載であることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号について判

断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表3の番号10に掲げる部分について

ア 当該部分には、竹島問題に係る記載が認められる。当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分が記載された文書は、在韓国日本大使館の特定職員Aが外務本省の特定職員Bに宛てた書簡である。当該部分には、竹島問題に係る特定職員Aの個人的見解が記載されており、これを公にすることにより、開示部分とあいまって、政府の公式見解であるかのような誤った推認、誤解を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ 今後も竹島問題につき引き続き日韓間で議論されていくことが予定されており、これを公にすると、開示部分とあいまって、政府の公式見解であるかのような誤った推認、誤解を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の上記アの説明は、不自然、不合理な点があるとまでは認められず、これを否定することまではできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表3の番号11に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、遺骨問題に関し、法的見地から我が国政府部内で検討した内容が記載されており、これを公にすることにより、政府部内の検討段階の未成熟な考えが明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの説明の記載であることが認められる。そうすると、当該部分を公にすることにより、政府部内の検討段階の未成熟な考えが明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 付言

(1) 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部を開示しないときは、法9条1項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、

この通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

- (2) 当審査会において、原処分3に係る行政文書開示決定等通知書を確認したところ、本件不開示部分とその理由の説明として、別表5(原処分3)のとおり記載されており、その理由については、番号12に掲げる一部の文書につき「番号13以外の不開示部分」と記載されているが、番号13においても該当箇所が記載されていないことが認められる。また、原処分1に係る行政文書開示決定等通知書を確認したところ、原処分3と同様、本件不開示部分とその理由の説明として、別表6(原処分1)のとおり記載されており、その理由については、番号15に掲げる文書につき「番号14以外の不開示部分」と記載されているが、番号14においても該当箇所が記載されていないことが認められる。
- (3) かかる記載は、いずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、原処分1及び原処分3の理由提示は不適切といわざるを得ない。
- (4) したがって、本来であれば、行政手続法8条1項の規定に照らし、原処分1及び原処分3を取り消すことが相当であると思料されるところであるが、本件において、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、理由提示の違法については指摘していない。
- (5) その上で、理由提示の違法を理由として取り消した場合、改めて当該部分に対する不開示処分がなされ、審査請求人に再度の審査請求を行う負担を課すことになる可能性があることから、審査請求人にこのような不利益を与えることが適當ではないことに鑑み、本件については、理由提示の違法を理由として原処分を取り消すには及ばないと判断する。
- (6) 処分庁においては、今後の開示請求及び審査請求への対応に当たっては、同様の不適切な事態が生じないよう、正確かつ慎重な対応が強く望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、3号及び5号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号及び5号に該当すると認

められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

行政文書名：政務案件：遺骨 1－2（1970～1971）

作成者：外務省 アジア大洋州局 北東アジア課

作成時期：1971年

(2) 本件請求文書 2

行政文書名：政務案件：遺骨 2－2（1974～1977）

作成者：外務省 アジア大洋州局 北東アジア課

作成時期：1977年

(3) 本件請求文書 3

行政文書名：政務案件：遺骨 1－1（1966～1974）

作成者：外務省 アジア大洋州局 北東アジア課

作成時期：1974年

2 本件対象文書

(1) 原処分 1 に係る文書（本件対象文書 1）

- | | |
|-------|---|
| 文書 1 | 太平洋戦争韓国人戦没者遺骨奉還に対する経費協力依頼 |
| 文書 2 | 遺骨奉安計画書 |
| 文書 3 | 太平洋戦争韓国人戦没者遺骨奉還に対する経費協力依頼
(韓国語) |
| 文書 4 | 遺骨奉安計画書 (韓国語) |
| 文書 5 | 在日韓国人の遺骨送還 (第 1215 号) |
| 文書 6 | 執務メモ |
| 文書 7 | 在日韓国人遺骨送還に関連し、遺族代表より、慰靈祭経費
支出方要請について |
| 文書 8 | 遺骨引渡し (政第 1385 号) |
| 文書 9 | 在日韓国人遺骨の引渡し (亞北第 432 号) |
| 文書 10 | 在日韓国人遺骨の送還 (合第 7420 号) |
| 文書 11 | 在日韓国人遺骨の送還 (第 170 号) |
| 文書 12 | 在日韓国人の遺骨送還 (合第 7386 号) |
| 文書 13 | 在日韓国人遺骨の引渡し (第 237 号) |
| 文書 14 | 執務メモ |
| 文書 15 | 遺骨引渡し (政第 3229 号) |
| 文書 16 | 在日韓国人の遺骨送還 (第 1109 号) |
| 文書 17 | 所要経費概算 |
| 文書 18 | 在日韓国人の遺骨送還 |
| 文書 19 | 在日韓国人遺骨の緊急引渡し (亞北第 1301 号) |

- 文書 2 0 在日韓国人遺骨の緊急引渡し（第 8 7 3 号）
文書 2 1 在日韓国人遺骨引渡しに要する諸経費の支出について（報償費）
文書 2 2 在日韓国人遺骨の緊急引渡し（第 7 1 6 号）
文書 2 3 在日韓国人遺骨の緊急引渡し（第 7 2 2 号）
文書 2 4 書簡
文書 2 5 在日韓国人の遺骨送還（第 1 0 4 7 号）
文書 2 6 書簡
文書 2 7 在日韓国人の遺骨送還（第 1 0 4 5 号）
文書 2 8 在日韓国人遺骨緊急引取の要請（政第 1 0 6 5 号）
文書 2 9 在日韓国人の遺骨送還（第 1 1 1 7 号）
文書 3 0 在日韓国人の遺骨送還（第 1 0 4 1 号）
文書 3 1 韓国人戦没者遺骨引渡要求
文書 3 2 日本政府に送るメッセージ
文書 3 3 執務メモ
文書 3 4 祐天寺に保管されている韓国人軍人、軍属の遺骨について、メモ
文書 3 5 執務メモ
文書 3 6 決議文
文書 3 7 日本政府に対するメッセージ
- (2) 原処分 2 に係る文書（本件対象文書 2 ）
- 文書 3 8 執務メモ
文書 3 9 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（第 2 6 0 号）
文書 4 0 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（第 1 5 0 3 号）
文書 4 1 旧軍人、軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（第 2 8 7 2 号）
文書 4 2 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（第 1 4 7 8 号）
文書 4 3 韓国人戦没者遺骨奉還に関する御願いの件
文書 4 4 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者・遺骨引渡し問題（政第 5 4 0 7 号）
文書 4 5 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（りん請）(C)（第 1 6 9 2 号）
文書 4 6 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題(C)（第 1 6 8 1 号）
文書 4 7 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題(C)（第 1 6 2 9 号）
文書 4 8 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（亜北第 1 3 6 8 号）
文書 4 9 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（第 1 2 7

- 9号)
- 文書50 旧軍人軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（亜北第1264号）
- 文書51 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（亜北第1252号）
- 文書52 参考資料
- 文書53 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（亜北合第2663号）
- 文書54 検討事項
- 文書55 朝鮮人遺骨送還に伴なう外務省との打合せ事項
- 文書56 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題（亜北第868号）
- 文書57 厚生省との打合せ事項
- 文書58 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し経費について
- 文書59 旧軍人・軍属等遺骨引渡し問題（第18号）
- 文書60 旧軍人・軍属等遺骨引渡し問題（日本側案再呈示）（第1547号）
- 文書61 旧軍人・軍属等遺骨引渡し問題（日本側案再呈示）（第1548号）
- 文書62 管内報告に対する処置文
- 文書63 朝鮮人戦没者遺骨名簿の出身道別処理状況表
- 文書64 旧軍人等韓国人遺骨の引渡し問題
- 文書65 軍人遺骨問題（日本側提案）（第87号）
- 文書66 軍人遺骨問題（日本側提案）（第88号）
- 文書67 旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し問題
- 文書68 第二次大戦韓国人遺族会の陳情（政第255号）
- 文書69 旧軍人・軍属等韓国人遺骨（911柱）の引渡し
- 文書70 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（納骨式における混乱等について、民間人談）
- 文書71 執務メモ
- 文書72 遺骨等（会第7534号）
- 文書73 韓国人戦没者遺骨問題の件
- 文書74 太平洋戦争戦没者遺骨引渡し要求
- 文書75 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（第1456号）
- 文書76 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（亜北合第5121号）
- 文書77 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の送還経費について
- 文書78 禹課長に対し更に伝達すべき事項

- 文書 7 9 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡しについての韓国側申し入れに対する回答
- 文書 8 0 在日韓国人遺骨引渡しに要する諸経費の支出について（報償費）
- 文書 8 1 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の送還経費について
- 文書 8 2 厚生省の予算取得状況
- 文書 8 3 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題（亜北第 2394 号）
- (3) 原処分 3 に係る文書（本件対象文書 3）
- 文書 8 4 北朝鮮側等の反応に対する対処要領（案）
- 文書 8 5 鄭琪永釜山靈園理事長の来訪（遺骨問題）
- 文書 8 6 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題
- 文書 8 7 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（第 265 号）
- 文書 8 8 旧軍人・軍属等韓国人遺骨返還問題
- 文書 8 9 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（意見具申）
(第 397 号)
- 文書 9 0 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（第 362 号）
- 文書 9 1 旧軍人・軍属等在日韓国人遺骨の返還問題
- 文書 9 2 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨の返還問題（ア北発電案に対するコメント）
- 文書 9 3 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（第 202 号）
- 文書 9 4 死没朝鮮人遺骨遺留品を朝鮮に移送の件
- 文書 9 5 旧軍人・軍属等在日韓国人遺骨の返還に関する日韓両国交渉の経緯
- 文書 9 6 非公式ネゴ
- 文書 9 7 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題
- 文書 9 8 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題
- 文書 9 9 考え方の基礎知識
- 文書 100 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題の考え方
- 文書 101 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（第 295 号）
- 文書 102 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（第 277 号）
- 文書 103 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題（第 107 号）
- 文書 104 第 2 次大戦戦没韓国人の遺骨の奉還（政第 573 号）
- 文書 105 旧日本軍人・軍属であった韓国人の遺骨返還問題
- 文書 106 在日韓国人の遺骨引渡し（政第 4469 号）
- 文書 107 出張報告（在日韓国人遺骨送還）
- 文書 108 在日韓国人遺骨送還のための韓国出張報告
- 文書 109 在日韓国人遺骨について

- 文書110 在日韓国人遺骨について（政第4160号）
- 文書111 遺骨問題メモ
- 文書112 個別引取り要請
- 文書113 在京韓國大使館 金政務課長來談要旨
- 文書114 厚生省保管の遺骨について
- 文書115 韓国人遺骨引渡しについて（亞北第298号）
- 文書116 書簡
- 文書117 遺骨問題に関する厚生省援護局との打合せについて
- 文書118 厚生省保管にかかる旧軍人軍属朝鮮人遺骨に関する若干の
疑問点について
- 文書119 遺骨問題メモ（最近の事情）
- 文書120 金太智書記官來談要旨
- 文書121 韓国人遺骨の件
- 文書122 韓国人遺骨の引渡しに関する件
- 文書123 在日韓国人遺骨送還について（政第3717号）
- 文書124 韓国人遺骨送還について（亞北第1445号）

別表1（処分庁が原処分1において不開示とした本件不開示部分及び理由並びに諮問庁が補充理由説明書で追加した本件不開示部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書1ないし文書14（1頁目）、文書15ないし文書27、文書29ないし文書37（注）	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号
2	文書8（番号1以外の不開示部分）、文書15（番号1以外の不開示部分）	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号
3	文書14（2頁目及び3頁目）、文書28	特定の個人を識別できる情報に該当し、当該部分を公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号

※1 当審査会にて整理した。

※2 文書31が原処分1の行政文書開示決定等通知書の「開示請求対象行政文書一覧表」には記載されているが、「不開示理由一覧」には記載されていない点につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、番号1への記載漏れであるとの説明であった。

別表2（処分庁が原処分2において不開示とした本件不開示部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
4	文書68（11項目及び16項目）	氏名、本籍地等個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号
5	文書38ないし文書58、文書61ないし文書64、文書66ないし文書74、文書77ないし文書82	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号
6	文書59、文書60、文書65、文書75、文書76、文書83	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号

※ 当審査会にて整理した。

別表3（処分庁が原処分3において不開示とした本件不開示部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
7	文書84、文書85、文書89、文書92、文書94、文書97、文書98、文書107ないし文書111、文書114及び文書115、文書117、文書119、文書124	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号
8	文書86、文書88、文書95、文書99、文書121、文書122	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある部分を不開示とした。 国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号、5号
9	文書87、文書90、文書91、文書93、文書96、文書100ないし文書106、文書112、文書113、文書120、文書123	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号
10	文書116	国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるお	法5条5号

		それ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがある部分を不開示とした。	
111	文書118	国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがある部分を不開示とした。	法5条 5号

※ 当審査会にて整理した。

別表4（諮問庁が新たに開示する部分）

文書	頁	開示する不開示部分
文書6	1 頁目	全部
文書8	1 頁目	上から2箇所目の不開示部分
文書12	5 頁目	上から4行目8文字目ないし6行目12文字目
文書15	1 頁目	下から1箇所目の不開示部分
文書16	2 頁目	7行目（6行目及び7行目の行間の文字は除く） 及び8行目の不開示部分
文書21	2 頁目	2行目
文書22	2 頁目	下から1箇所目及び2箇所目の不開示部分
文書26	3 頁目	下から1行目ないし4行目の不開示部分
文書36	2 頁目	全部
文書39	2 頁目	全部
文書44	1 頁目	全部
文書61	1 頁目	全部
	2 頁目	全部
文書64	2 頁目	全部
文書66	1 頁目	全部
	2 頁目	全部
文書67	3 頁目	全部（9行目及び10行目は除く。）
文書68	12 頁目	全部
文書70	3 頁目	全部
	4 頁目	全部
文書85	10 頁目	4行目全部（3行目及び4行目の行間の文字も含む。）
文書106	3 頁目	全部（下から4行目3文字目ないし行末を除く。）
文書107	1 頁目	上から1箇所目の不開示部分（不開示部分のうち上から4行目5文字目ないし12文字目は除く）
文書108	3 頁目	全部（下から4行目7文字目ないし9文字目は除く）
文書111	4 頁目	上から2箇所目の不開示部分
	5 頁目	1行目行頭ないし13文字目及び上から2箇所目の不開示部分
	6 頁目	全部
文書121	7 頁目	下から1箇所目の不開示部分
	8 頁目	1行目ないし4行目及び7行目行頭ないし8行目

		10文字目の不開示部分
文書123	3頁目	2行目2文字目ないし4行目16文字目の不開示部分

※ 各行の文字数の数え方は、句読点、ハイフン及び括弧も1文字と数え、空欄（スペース）は数えない。

別表5（処分庁が原処分3において不開示とした本件不開示部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
12	文書84、文書85、文書86（番号13以外の不開示部分）、文書88（番号13以外の不開示部分）、文書89ないし文書95（番号13以外の不開示部分）、文書96ないし文書99（番号13以外の不開示部分）、文書100ないし文書115、文書117、文書119ないし文書121（番号13以外の不開示部分）、文書122（番号13以外の不開示部分）、文書123、文書124	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、又は他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号
13	文書86、文書88、文書95、文書99、文書116、文書118、文書121、文書122	国の機関内部の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある部分を不開示とした。	法5条5号

※ 原処分3の開示決定等通知書の記載のママ（文書番号は修正した。）。

別表6（処分庁が原処分1において不開示とした本件不開示部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
14	文書1、文書2、文書3、文書4、文書5、文書6、文書7、文書8、文書9、文書10、文書11、文書12、文書13、文書14ないし文書16、文書17、文書18ないし文書20、文書21、文書22、文書23、文書24、文書25、文書26、文書27、文書28、文書29、文書30、文書32、文書文書33、文書34、文書35、文書36、文書37	公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある部分を不開示とした。	法5条3号
15	文書28（番号14以外の不開示部分）、文書44（番号14以外の不開示部分）	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号

※ 原処分1の開示決定等通知書の記載のママ（文書番号は修正した。）。